

人権についての市民アンケート調査票

人権とは、だれもが生まれながらに持っている幸せに生きる権利です。

名古屋市では、市民が互いの人権を大切にするための条例（人権条例（仮称））を検討する際の参考とさせていただくため、市民の皆さまの人権問題に対する意識や考えを伺う、アンケート調査を実施することとしました。

この調査は、満 18 歳以上の市民の皆さまの中から、無作為に 3,000 人を選ばせていただき、ご協力をお願いするものです。

お忙しいこととは存じますが、調査の趣旨をご理解いただき、是非とも率直なご意見をお聞かせくださいますようお願いいたします。

【お答えいただくにあたってのお願い】

- 1 お答えいただくのは、この調査票をお送りしたあて名の方ご本人にお願いします。
- 2 お答えいただいた内容は、人権条例（仮称）を検討する際の参考とするためだけに使います。また、調査票は無記名で個人が特定されることはありませんので、ご安心ください。
- 3 お答えの中で「その他」を選ばれた場合は、お手数ですが（ ）内に、具体的な内容をご記入ください。

【回答方法について】

本アンケートは、①郵送回答、②インターネット回答のどちらかでご回答ください。

① 郵送回答

- 1 ご回答は、あてはまる番号に○印をつけるか、具体的な内容をご記入ください。
- 2 ご記入には、鉛筆・ボールペンなど何をお使いいただいても構いません。
- 3 記入が終わった調査票は、同封の返信用封筒に入れ、令和 6 年 12 月 27 日（金曜日）までに郵便ポストに投函してください（切手は不要）。

② インターネット回答

- 1 インターネット回答は、パソコン、スマートフォン、タブレット端末のいずれかを用いて、次の URL または二次元コードからアクセスしてください。

(URL) 「<https://form.qooker.jp/Q/auto/ja/jinken/2024j/>」

- 2 画面の案内に従って、下記の ID、パスワードを入力し、令和 6 年 12 月 27 日（金曜日）までにご回答ください。

ID : パスワード : jinken2024

- 3 インターネットでご回答いただいた場合、この調査票の返送は必要ありません。

二次元コード



【お問い合わせ先】

名古屋市役所 スポーツ市民局人権施策推進課

電話 052-972-2583（直通） FAX 052-972-6453

メールアドレス a2580@sportsshimin.city.nagoya.lg.jp

【あなた自身のことについておうかがいします】

あてはまる番号に1つだけ○印をつけてください。

A あなたの性別をお聞かせください。

1. 男性
2. 女性
3. その他
4. 答えたくない

B あなたの年齢(令和 6(2024)年 12 月 1 日現在)についてお聞かせください。

1. 18～29歳
2. 30～39歳
3. 40～49歳
4. 50～59歳
5. 60～69歳
6. 70～79歳
7. 80歳以上

C あなたの職業についてお聞かせください。

1. 自営業（商工サービス、建設業、自由業などの事業主及び家族従事者）
2. 公務員
3. 教員
4. 企業・団体の経営者、役員
5. 企業・団体の正社員や正規職員
6. アルバイト、パートタイマー、派遣社員などの非正規雇用
7. その他の有業者
8. 家事専業者
9. 生徒・学生
10. 無職

D あなたが現在、お住まいの区についてお聞かせください。

- | | | | |
|--------|--------|---------|---------|
| 1. 千種区 | 5. 中村区 | 9. 熱田区 | 13. 守山区 |
| 2. 東区 | 6. 中区 | 10. 中川区 | 14. 緑区 |
| 3. 北区 | 7. 昭和区 | 11. 港区 | 15. 名東区 |
| 4. 西区 | 8. 瑞穂区 | 12. 南区 | 16. 天白区 |

【人権意識について】

問1 あなたは、今の名古屋市が、基本的人権の尊重されている社会だと思いますか。
(あてはまる番号に1つだけ○印をつけてください。)

1. そう思う
2. どちらかといえばそう思う
3. どちらかといえばそう思わない
4. そう思わない
5. わからない

問2 あなたは、今の名古屋市における人権侵害や差別は、おおむね 10 年ほど前と比べて
変わってきていると思いますか。(あてはまる番号に1つだけ○印をつけてください。)

1. 減ってきている
2. 変わらない
3. 増えてきている
4. わからない

問3 あなたは、それぞれの人権問題について、今の名古屋市において差別があると思いますか。(あてはまる番号のそれぞれ1つに○印をつけてください。)

		ある	多少ある	ほとんど ない	ない	わからない
(1)	女性の人権問題	1	2	3	4	5
(2)	子どもの人権問題	1	2	3	4	5
(3)	高齢者の人権問題	1	2	3	4	5
(4)	障害者の人権問題	1	2	3	4	5
(5)	部落差別（同和問題）	1	2	3	4	5
(6)	外国人の人権問題	1	2	3	4	5
(7)	セクシュアル・マイノリティ（L G B Tなどの性的少数者）の人権問題	1	2	3	4	5
(8)	自殺者やその遺族にかかわる人権問題	1	2	3	4	5
(9)	ホームレスにかかわる人権問題	1	2	3	4	5
(10)	H I Vや新型コロナウイルス感染症の感染者などにかかわる人権問題	1	2	3	4	5
(11)	ハンセン病患者や元患者にかかわる人権問題	1	2	3	4	5
(12)	犯罪被害者やその家族にかかわる人権問題	1	2	3	4	5
(13)	アイヌの人々にかかわる人権問題	1	2	3	4	5
(14)	北朝鮮拉致被害者等にかかわる人権問題	1	2	3	4	5
(15)	職場における人権問題（不当な待遇やパワー・ハラスメントなど）	1	2	3	4	5
(16)	刑を終えて出所した人などにかかわる人権問題	1	2	3	4	5
(17)	地震や水害などの災害に起因する人権問題	1	2	3	4	5

問4 あなたは、この10年ほどの間に自分の人権が侵害されたと思ったことがありますか。
(あてはまる番号に1つだけ○印をつけてください。)

1. ある (⇒問5へお進みください。)
2. ない (⇒問7へお進みください。)

問5 (問4で「ある」と答えた方はご回答ください。)

あなたは、どのような人権問題で自分の人権が侵害されたと思いましたか。差し支えなければお答えください。複数ある場合は、一番印象に残っているものについてお答えください。(あてはまる番号に1つだけ○印をつけてください。)

1. 女性の人権問題
2. 子どもの人権問題
3. 高齢者の人権問題
4. 障害者の人権問題
5. 部落差別 (同和問題)
6. 外国人の人権問題
7. セクシュアル・マイノリティ (LGBTなどの性的少数者) の人権問題
8. 自殺者やその遺族にかかわる人権問題
9. ホームレスにかかわる人権問題
10. HIVや新型コロナウイルス感染症の感染者などにかかわる人権問題
11. ハンセン病患者や元患者にかかわる人権問題
12. 犯罪被害者やその家族にかかわる人権問題
13. アイヌの人々にかかわる人権問題
14. 北朝鮮拉致被害者等にかかわる人権問題
15. 職場における人権問題 (不当な待遇やパワー・ハラスメントなど)
16. 刑を終えて出所した人などにかかわる人権問題
17. 地震や水害などの災害に起因する人権問題
18. その他 (具体的に：)
19. 答えたくない

問6（問4で「ある」と答えた方はご回答ください。）

あなたは、どのような内容で自己的人権が侵害されたと思いましたか。差し支えなければお答えください。（あてはまる番号すべてに○印をつけてください。）

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1. あらぬ噂、他人からの悪口、かげ口、仲間はずれ、無視、名誉や信用を傷つけられたり、侮辱された2. 差別待遇（不平等または不利益な取扱い）を受けた3. 職場における不当な待遇を受けた4. 役所や医療機関、福祉施設などで不当な扱いを受けた5. 学校などにおいていじめや体罰など不当な扱いを受けた6. プライバシーが侵害された（他人に知られたくない個人的事項を知られたなど）7. セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントなどのハラスメントを受けた8. 暴力・強迫・虐待・強要を受けた9. インターネット上のSNS（※）などでの不適切な書き込み10. その他（具体的に： _____）11. 答えたくない |
|--|

※SNS … ソーシャル・ネットワーキング・サービス。利用者同士がインターネットを介して交流できるサービス

問7 あなたは、これまでの間(おおむね 10 年ほどの間)に、家族や友人、知人の人権が侵害されたり、差別されているのを見たり聞いたりしたことがありますか。(あてはまる番号に1つだけ○印をつけてください。)

1. ある (⇒問8へお進みください。)
2. ない (⇒問10へお進みください。)
3. わからない (⇒問10へお進みください。)

問8 (問7で「ある」と答えた方はご回答ください。)

あなたは、どのような人権問題で、家族や友人、知人の人権が侵害されたり、差別されたりしているのを見たり聞いたりしましたか。差し支えなければお答えください。複数ある場合は、一番印象に残っているものについてお答えください。(あてはまる番号に1つだけ○印をつけてください。)

1. 女性の人権問題
2. 子どもの人権問題
3. 高齢者の人権問題
4. 障害者の人権問題
5. 部落差別(同和問題)
6. 外国人の人権問題
7. セクシュアル・マイノリティ(LGBTなどの性的少数者)の人権問題
8. 自殺者やその遺族にかかわる人権問題
9. ホームレスにかかわる人権問題
10. HIVや新型コロナウイルス感染症の感染者などにかかわる人権問題
11. ハンセン病患者や元患者にかかわる人権問題
12. 犯罪被害者やその家族にかかわる人権問題
13. アイヌの人々にかかわる人権問題
14. 北朝鮮拉致被害者等にかかわる人権問題
15. 職場における人権問題(不当な待遇やパワー・ハラスメントなど)
16. 刑を終えて出所した人などにかかわる人権問題
17. 地震や水害などの災害に起因する人権問題
18. その他(具体的に：)
19. 答えたくない

問9（問7で「ある」と答えた方はご回答ください。）

あなたは、どのような内容で、家族や友人、知人の人権が侵害されたり、差別されているのを見たり聞いたりしましたか。差し支えなければお答えください。（あてはまる番号すべてに○印をつけてください。）

1. あらぬ噂、他人からの悪口、かげ口、仲間はずれ、無視、名誉や信用を傷つけられたり、侮辱された
2. 差別待遇（不平等または不利益な取扱い）を受けた
3. 職場における不当な待遇を受けた
4. 役所や医療機関、福祉施設などで不当な扱いを受けた
5. 学校などにおいていじめや体罰など不当な扱いを受けた
6. プライバシーが侵害された（他人に知られたくない個人的事項を知られたなど）
7. セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントなどのハラスメントを受けた
8. 暴力・強迫・虐待・強要を受けた
9. インターネット上のSNS（※）などでの不適切な書き込み
10. その他（具体的に： _____）
11. 答えたくない

※SNS … ソーシャル・ネットワーキング・サービス。利用者同士がインターネットを介して交流できるサービス

問10 あなたが、自分の人権が侵害されたと思ったときに、国や県、市などの公的機関の相談窓口にご相談しますか。(あてはまる番号に1つだけ○印をつけてください。)

1. 相談する (⇒問 12 へお進みください。)
2. 相談しない (⇒問 11 へお進みください。)
3. 相談するかしないか、わからない (⇒問 11 へお進みください。)
4. 相談してよいのかどうかすら、わからない (⇒問 11 へお進みください。)

問11 (問10で「相談しない」、「相談するかしないか、わからない」、「相談してよいのかどうかすら、わからない」と答えた方はご回答ください。)

あなたが、国や県、市などの公的機関の相談窓口にご相談しない、わからない理由は何ですか。(あてはまる番号すべてに○印をつけてください。)

1. 家族、友人などに相談するため
2. 弁護士に相談するため
3. 警察に相談するため
4. NPOなどの民間の相談窓口にご相談するため
5. 相談しても解決しないと思うため
6. 相談してよい内容なのかがわからないため
7. 個人のプライバシーの問題を知られたくないため
8. 相談先がわからないため
9. 相談機関の対応時間内に相談ができないため
10. 相談する気持ちになれないと思うため
11. 自分で解決するため
12. その他(具体的に：

)

問12 人権についての相談を受け付けている機関のうち、あなたが知っている機関や窓口はありますか。(あてはまる番号すべてに○印をつけてください。)

1. なごや人権啓発センター（ソレイユプラザなごや）
2. 区役所窓口等
3. イーブルなごや相談室（女性のための総合相談）
4. 名古屋市男性相談
5. 名古屋市にじいろ相談（性的少数者の当事者や周りの方々が相談できる窓口）
6. 名古屋市配偶者暴力相談支援センター
7. 名古屋市子どもの権利相談室なごもっか
8. 児童相談所、名古屋市子ども・子育て支援センター（758キッズステーション）
9. 地域包括支援センター（いきいき支援センター）
10. 名古屋市高齢者虐待相談センター
11. 名古屋市障害者差別相談センター
12. 名古屋市障害者虐待相談センター
13. 障害者基幹相談支援センター
14. 障害者差別に関する相談窓口（つなぐ窓口）
15. 愛知県人権センター
16. 法務局、人権擁護委員
17. 労働基準監督署・総合労働相談コーナー
18. 法テラス、弁護士
19. 警察
20. NPOなどの民間の相談窓口
21. その他（具体的に： _____）
22. 相談窓口は知らない

問13 あなたが相談機関に相談をする場合、どのようなことを期待して相談しますか。
(あてはまる番号すべてに○印をつけてください。)

1. しっかり話を聞いてくれること
2. どうやって解決すれば良いか、助言がもらえること
3. 人権が侵害された原因について、調査をしてもらえること
4. トラブルの相手方との間に入って、仲裁をしてもらえること
5. 手続きなどの同行支援をしてもらえること
6. 1つの窓口で対応してもらえること
7. 相談機関からトラブルの相手方に対して、指導をしてもらえること
8. 土日や祝日、夜間でも相談対応をしてくれること
9. 対面や電話、メール、SNSなど様々な相談方法があること
10. 様々な言語に対応していること
11. その他（具体的に： _____）
12. 相談をしない（その理由： _____）
13. わからない

【インターネット上の人権侵害について】

問14 あなたは、インターネット上で自分が傷つけられるような誹謗中傷(ひぼうちゅうしょう)やプライバシーの侵害などの人権侵害をされたことがありますか。

(あてはまる番号に1つだけ○印をつけてください。)

1. ある
2. ない

問15 あなたは、インターネット上で家族や友人、知人が傷つけられるような誹謗中傷(ひぼうちゅうしょう)やプライバシーの侵害などの人権侵害を見たことがありますか。

(あてはまる番号に1つだけ○印をつけてください。)

1. ある
2. ない

問16 あなたは、インターネット上の人権侵害を解決するためには、名古屋市ではどのような取り組みが必要だと思いますか。(あてはまる番号すべてに○印をつけてください。)

1. インターネット利用者等に対する人権尊重意識を高めるための啓発活動の充実
2. インターネット利用者等に対する個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深め、行動するための教育の推進
3. 学校における人権教育の充実
4. 差別投稿の削除要請
5. インターネット上の人権侵害や誹謗中傷等に対するモニタリングなどのネットパトロールの実施
6. インターネット上の人権侵害や誹謗中傷等に対する相談窓口の設置
7. その他（具体的に： _____）
8. 特にない
9. わからない

【企業の人権に対する対応について】

問17 企業における人権に対する配慮が重要となってきた中、企業の行動として、あなたが特に重要と思うことは何ですか。(あてはまる番号すべてに○印をつけてください。)

1. 採用や人事評価での差別の解消に向けた取り組みがされていること
2. 従業員に対して、ハラスメントを始め、安全面で配慮がされていること
3. 誰もが使いやすいユニバーサルデザイン（※）に配慮した商品を取り扱っていること
4. 誰もが利用しやすい施設や設備が備えられていること
5. 相手の状況に応じた接客や対応などを行っていること
6. 企業理念や経営方針に多様性の尊重を掲げていること
7. 取引先企業に対して、優位な立場を利用して代金の支払いを遅らせたり、無理な納期の設定等をしないこと
8. 地域社会に対して、人権に関する活動に取り組んでいること（市民向け人権講演会の開催など）
9. 人権に配慮した経営に努めている企業と取引をしていること
10. その他（具体的に： _____）
11. 特にない
12. わからない

※ユニバーサルデザイン … 年齢、性別、文化の違い、障害の有無などによらず、誰にとってもわかりやすく、使いやすい設計のこと

【人権問題への関心について】

問18 人権にかかわるさまざまな問題がありますが、あなたは、どのような人権問題に関心がありますか。(あてはまる番号すべてに○印をつけてください。)

1. 女性の人権問題
2. 子どもの人権問題
3. 高齢者の人権問題
4. 障害者の人権問題
5. 部落差別（同和問題）
6. 外国人の人権問題
7. セクシュアル・マイノリティ（L G B Tなどの性的少数者）の人権問題
8. インターネットによる人権侵害
9. 自殺者やその遺族にかかわる人権問題
10. ホームレスにかかわる人権問題
11. H I Vや新型コロナウイルス感染症の感染者などにかかわる人権問題
12. ハンセン病患者や元患者にかかわる人権問題
13. 犯罪被害者やその家族にかかわる人権問題
14. アイヌの人々にかかわる人権問題
15. 北朝鮮拉致被害者等にかかわる人権問題
16. 職場における人権問題（不当な待遇やパワー・ハラスメントなど）
17. 刑を終えて出所した人などにかかわる人権問題
18. 地震や水害などの災害に起因する人権問題
19. その他（具体的に： _____）
20. 特にない
21. わからない

【人権教育・人権啓発への取り組みについて】

問19 あなたは、人権尊重のまちづくりを進めるため、人権教育・人権啓発に関して、名古屋市が今後どのようなことに特に力をいれるとよいと思いますか。(あてはまる番号すべてに○印をつけてください。)

1. 公的機関による人権尊重意識を高めるための教育・啓発活動の充実
2. 人権問題に対する相談支援体制の充実
3. 不合理な差別や格差の解消、是正するための制度の改善や施策の充実
4. 人権侵害に対する法的規制や救済・支援策の強化
5. 学校における人権教育の充実
6. 地域社会における、人権学習や交流・連携の充実
7. 企業における、人権尊重意識を高めるための取り組みの充実
8. 人権に関わりの深い職業に従事する人の人権意識の向上（公職者、公務員、教員、社会教育関係者、医療関係者、福祉関係者、マスメディア関係者、インターネット業界関係者など）
9. NPO等の人権関係団体による人権尊重への取組みへの育成支援
10. その他（具体的に： _____）
11. 特にない
12. わからない

【人権条例について】

問20 あなたが、名古屋市の人権条例(仮称)に期待することや盛り込んでほしいことなどがございましたら、お気軽にお聞かせください。

質問は以上です。お手数ですが、回答もれや○印のつけ忘れなどが無いよう、もう一度お確かめください。

この調査票は同封の封筒にいて、**12月27日(金曜日)**までにご返送ください。
(切手は不要です。)

インターネット回答の場合、この調査票のご返送は不要です。

最後までご協力いただき、ありがとうございました。